

8 2021
August

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
1 仏滅	2 大安 <small>労働者死傷病報告(休業4日未満)の提出(4~6月分) 外国人雇用状況届出書(6月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(6月分)</small>	3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅
8 先勝 山の日	9 友引 振替休日	10 先負 <small>7月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(7月雇入分)</small>	11 仏滅	12 大安	13 赤口	14 先勝
15 友引	16 先負	17 仏滅	18 大安	19 赤口	20 先勝	21 友引
22 先負	23 仏滅	24 大安	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負
29 仏滅	30 大安	31 赤口 <small>外国人雇用状況届出書(7月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(7月分)</small>				

2021 9 日 月 火 水 木 金 土

5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

8月 総務・経理のお仕事カレンダー 8月の 税務と労務



税務

- 7月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 8月10日(火) まで
- 令和3年6月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税は法人税の延長とセット)。
→ 決算当日(月末決算では8月31日(火)) まで
- 令和3年12月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算当日(月末決算では8月31日(火)) まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち9月・12月・3月決算法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では8月31日(火)) まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち5月・6月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では8月31日(火)) まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(7月雇入分)
→ 8月10日(火) まで

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の7月雇入・離職分)
→ 8月31日(火) まで

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(7月分)
→ 8月31日(火) まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

障害者と税・雇用

令和3年8月はパラリンピックが開催されます。障害者の日々の生活を支えるべく様々な制度があり、ここでは税務・労務の主な制度を記載します。

【税務上の制度】

従業員等の源泉徴収や年末調整において、本人や一定の配偶者又は扶養親族が障害者に該当するときは、一定の減額調整をします。障害者を雇用している青色申告法人が有する一定の機械装置については、減価償却費の割増償却制度が用意されています。

【労務上の制度】

全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が令和3年3月1日から、民間企業においては2.3%に引き上げられ、従業員を43.5人以上雇用している場合は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。一方、法定雇用率未達成の企業に課せられる障害者雇用納付金の対象は、従業員数100人超の企業のみです。

また、障害者の雇い入れに関しては、雇用保険からの助成金や障害者雇用納付金制度に基づく助成金などがあります。



令和5年10月
から始まる!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

適格請求書発行事業者の義務

1 インボイスの交付と保存の義務

適格請求書発行事業者（登録事業者）は、課税事業者から求められたときは、紙のインボイスを交付するか、又は、インボイスのデータ（電子インボイス）を提供しなければなりません。紙のインボイスの正式名称は、「適格請求書」とい、小売業者等は、顧客の名称等の記載を省略する「適格簡易請求書」によることができます。

また、売上対価の返還等を行った場合には、「適格返還請求書」を交付しなければなりません。適格返還請求書の交付は、そのデータを提供する方法によることもできます。

適格請求書発行事業者が交付するもの

課税売上げについて

➡ 適格請求書又は適格簡易請求書（データの提供によることも可能）

売上対価の返還等について

➡ 適格返還請求書（データの提供によることも可能）

これらを交付又は提供した場合には、その控え又はデータを保存する義務もあります。

2 対消費者取引(B to C)である場合

インボイスの交付義務は、課税事業者から求められた場合に生じるので、顧客の大半が消費者である場合には、常にインボイスを交付する必要はありません。

しかし、買手が事業者であるか消費者であるかにかかわらず、全ての課税売上げについてインボイスを交付することが、オペレーションの合理化・簡素化の観点から、より良い選択である場合も多いと思われます。

小売業者等は、買手の名称等を記載しない適格簡易請求書を交付することができるので、レジスターに登録番号の印字を設定しておけば、レシートの発行をもって、インボイスの交付義務を果たすことができます。

3 インボイスの交付義務の免除

インボイスの交付が難しい事業の形態もあることから、交付義務が免除される特例が定められています。次の課税売上げについては、インボイスの交付義務が免除されます。

インボイスの
交付義務が
免除されるもの

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ③ 生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の販売
（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
- ④ 3万円未満の自動販売機による商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

①は公共交通機関、②と③は卸売市場や農協への生鮮食料品又は農林水産物の出荷、⑤は郵便局の業務です。

したがって、一般の事業者は、④の「3万円未満の自動販売機による商品の販売等」に該当しない限り、課税事業者に対する全ての課税売上げについてインボイスを交付することになります。

4 控えの保存期間

控えは、紙のインボイスは交付した日、電子インボイスは提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。

